

マイバックを持って買い物に行きましょう！

『マイバック 私ができる 思いやり』



九州マイバックキャンペーンのシンボルマーク

10月1日から1ヶ月間、九州全域で「マイバックキャンペーン」が実施されます。これは、「買い物には買い物袋（マイバック）を持参し、できるだけレジ袋を受け取らない」運動で、ごみの量を減らすために、生活の中でだれもが実践できることのひとつです。

武雄市でも、現在マイバックを作成中ですので、完成した際にはぜひご利用ください。

なお、マイバック持参者やレジ袋辞退者には、ポイント還元などの特典・サービスを提供しているお店もあります。

全国で使用されるレジ袋は年間約300億枚！！

ほぼ、国民1人が1日に1枚使っている、とても身近なものです。一人ひとりがちょっとした環境への思いやりでマイバック持参に取り組めば、**ごみの減量化や石油資源の節約、地球温暖化対策に大きな効果**があります。

		現 行	施行後
酒酔い運転		3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転		1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
飲酒検知拒否罪		30万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
ひき逃げ (救護義務違反)		5年以下の懲役又は50万円以下の罰金	10年以下の懲役又は100万円以下の罰金
飲酒運転を容認・助長する行為	車両の提供	運転手が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
		運転手が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	酒類の提供	運転手が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
		運転手が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

道路交通法の一部改正に伴い、飲酒運転の厳罰化等が整備された同法が、9月19日から施行されました。平成13年に道路交通法改正での罰則強化がなされましたが、それでもなくなりません。飲酒運転を逃れようとする悪質な運

転者（ひき逃げ）に対する罰則強化のほか、車両提供、酒類提供、飲酒運転車両への同乗についても新たに罰則が設けられています。飲酒運転をした運転者本人だけでなく、その背景にあると思われる飲酒運転を助長・容認する周囲の行為

「飲んだら乗らない、乗るなら飲ませない」についても、道路交通法を適用することとなりました。飲酒運転を根絶し、悲惨な交通事故を繰り返さないため、家庭・地域などでは、「飲んだら乗らない、乗るなら飲ませない、乗るなら飲ませない」を徹底しましょう。

飲酒運転に対する罰則が強化されました
『飲んだら乗らない、乗るなら飲ませない、乗るなら飲ませない』